

タイの王権と「タイ式民主主義」

—プーミポン国王時代の再考察—

秦 辰也

はじめに

2016年10月13日午後3時52分、タイのプーミポン・アドゥンヤデート国王（ラーマ9世）が88歳で崩御した¹。プーミポン国王は、1782年から続くラタナコーシン朝（チャックリ王朝ともいう）の第9代国王であったが、兄のアナンタ・マヒドン国王（ラーマ8世）が1946年6月9日に20歳という若さで変死²した直後に即位し、以来70余年という世界で最も在位年数の長い君主であった。

これを受けて、2014年5月22日のクーデター後から政権の座にあるプラユット暫定首相は、数時間後国民に対して1年間の服喪期間を発表した。また、時間を置かず王位継承について、長男のワチラロンコーン皇太子に即位を要請したことを明らかにしたが、皇太子はしばらく国民と悲しみを分かち合うことを理由にその判断を遅らせた。したがって、当面は憲法の規定により枢密院議長で96歳になるブレイム元首相が摂政として職務を代行することになり、様々な憶測を呼んだ³。こうして1ヶ月半が過ぎた11月29日、暫定立法議会が開かれ、戴冠式は崩御日から約1年後の葬儀の後になるものの正式に皇太子が第10代の国王として即位することが承認された。そして12月1日、皇太子がこれを受諾した。

タイでは2006年のクーデターから10年以上にわたって政治的な混乱が続いてきたが、実に70余年ぶりの王位継承と今後の情勢については、国内外で大きな関心事となってきた⁴。特に、プーミポン国王が存命中であった2016年8月7日には軍事政権下において新憲法の草案が国民投票によって可決され、総選挙に向けたロードマップがようやく現実味を帯びつつあっただけに、今後の「タイ式民主主義」⁵と君主制の行方にも注目が寄せられているところである。

そこで本稿では、タイの王権と1932年のプラチャーティボック国王(ラーマ7世)時に起った立憲革命から今日までの国王と政治との関わりを俯瞰し、プーミポン国王時代の「タイ式民主主義」がどのように推移してきたのかを再考察することにしたい。但し、分量も限られていることから、ここでは3つの問題意識に基づき検討し、その経緯と構造を明らかにしていく。1点目の問題意識は、タイにおける国王の権威についてである。これについては伝統的言説を整理し、歴史的観点からタイの人々にとってのこれまでの国王の存在とプーミポン国王自身について辿ることにする。2点目は、プーミポン国王と軍人首相との関係である。過去70年の中で、特に政治の潮目となった歴代軍人首相との関係に焦点をあて、転換期を振り返る。そして3点目は、法的観点からの国王の政治的関与と軍政主導の憲法についての議論である。数ある憲法の中でも、近年の憲法による「タイ式民主主義」の傾向とタックシン派への圧力、そして不敬罪についても検討することにした。

それでは最初に、タイにおける国王の権威を伝統的言説に基づいて詳らかにし、そこから「タイ式民主主義」とは何かについて再検討していくことから始めたい。

1. タイ国王の伝統的言説について

1.1 仏教徒としての国王

タイは13世紀のスコータイ王朝以来、アユタヤ王国を経てトンブリ王朝、そして現ラタナコーシン朝と王政を維持してきた数少ない国家の一つ

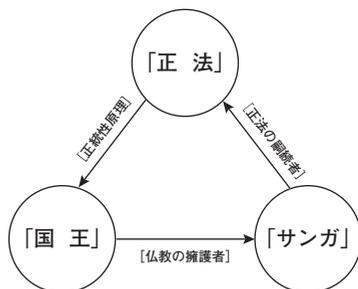
である。タイ語文献としては最古と言われるラームカムヘン王碑文⁶によれば、スコータイ建国以来タイの国王は在家仏教徒の総代として権力を維持しており、以降も度々イスラームやキリシタンへの改宗を迫られつつも今日まで仏教徒でありかつ「至高の擁護者」であり続けている⁷。

図1は、仏教国タイにおける伝統的な国家と宗教、そして国王の

存在を示している。タイの法を語る上で歴史的に最も重要とされる文献はラーマ1世時代にアユタヤ時代の法典を基に編纂された「三印法典 (Kotmāi Trā Sām Duang)」⁸とされ、古くからインド法系に属すると考えられているが、中でもその基礎をなすのが冒頭に書かれている「プラ・タマサート (Phrathammasāt)」とされる⁹。そこには「十種の王法 (Rāchatham)」¹⁰すなわち王の備えるべき十の特質と、王室の繁栄を推進するために実践すべき「四法」¹¹が示されている。これらの内容については、ポー・オー・バユットーが編纂し、野中耕一によって編訳された仏教事典 (2008) をもとに、かいつまんで述べることにする。

まず、「十種の法」であるが、国を統治する王のなすべき法として、「布施 (Dāna)」、「持戒 (Sīla)」、「永捨 (Pariccāga)」、「忠実 (Ājjava)」、「温和 (Maddava)」、「苦行 (Tapa)」、「不忿 (Akkodha)」、「不圧 (Avihimsā)」、「忍辱 (Khaniti)」、「不相違 (Avirodhana)」が挙げられている¹²。また、王の摂事としては、「農業奨励 (Sassamedha)」、「臣下掌握 (Purisamedha)」、「人心掌握 (Sammāpāsa)」、「愛語 (Vājapeya)」の4つの法が述べられている¹³。さらに、王の五力として「体力 (Bāhā-bala)」、「財力 (Bhogabala)」、「家臣力 (Amacca-baka)」、「家柄力 (Abhijacca-bala)」、「智力 (Pannā-bala)」があり¹⁴、これらに加えて大王の務めとして、「法を尊重せよ (Dhammādhipateyya)」、「正しい保護を (Dhammikārakkhā)」、「不法を禁止

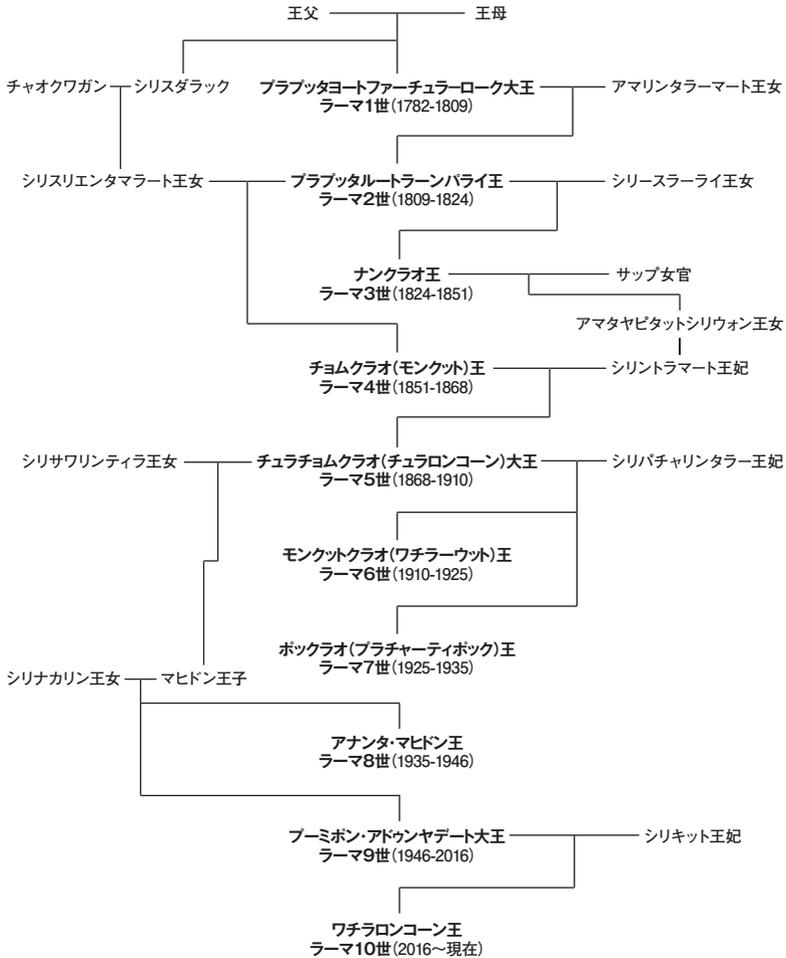
図1. 仏教国における伝統的な国家と宗教の基本構造を示す概略図



出所：石井(1975)

せよ(Adhammakāranisedhanā)」、「財を公平に分配せよ(Dhanānuppadāna)」、「沙門・バラモン・不放逸者に相談せよ(Paripucchā)」という5項目の原理も記されている¹⁵。こうした記述からも、国王は「ダンマ(法)をもって統治を行なう王」、つまり「正法王」であることを意味している¹⁶ことがわかる。

図2. ラタナコーシン朝の系譜



出所: Galayaniwattana (1987) を参考に筆者作成

図2はラタナコーシン朝の系譜を表す図である。スコータイ王朝以来、大王（マハーラート）と呼ばれる国王は、ラームカムヘン大王（1277-1317）ナレスアン大王（1590-1605）、ナライ大王（1656-1688）、タクシン大王（1770-1782）、プラプッタヨートファーチュラーローク大王（ラーマ1世、1782-1809）、チュラロンコーン大王（ラーマ5世、1868-1910）の6人であるが、プーミボン国王も7人目の大王と国民からは認識されている¹⁷。

1.2 国父としての国王

次に、温情主義的な国父としての国王の言説についてである。プーミボン国王時代においては、1959年に政権の座に就いたサリット・タナラット元帥の時に国王を「父（ポーケン）」、国民を「子（ルーク）」と改めて位置づけ、1932年の立憲革命以来6月24日が革命記念日として祝日とされてきたが、それに代わって国王誕生日の12月5日が祝日となった。現在でも、この日は「父の日」として国民に浸透しているが、歴史的由来は前出のスコータイ時代のラームカムヘン王碑文において「ポーケン・ラームカムヘン」と呼ばれ、「正法にもとづいて民衆の訴訟を裁く国王」であり、「温情ある父」であった側面が刻まれている¹⁸。

この点について、杉山晶子（2000）は少なくともラタナコーシン朝においてはラーマ3世王期には国民が生活上の困苦を訴えたり、上層官僚の行為が公正かどうか判断を仰ぐための国王への直訴（*thawai dika*）が全階層、全民族に許されていた慣習であり、ラーマ5世期に司法制度が整備されるまでは国王は最高裁判所判事として容易に判断できない訴訟事件に対して最終判断を下すという役割を担っていたと述べている。杉山によれば、特に国王が直訴をより寛大に受け入れるようになったのはラーマ4世期であり、4世王の布告として「人民の困苦を取り除くために直訴を受けることは、国王の大いなる積徳行為の一種であり、歓迎する」¹⁹として、直訴したものには報酬を与え、勝訴したものには重ねて報酬を与えたことを指摘している。

こうした国王に対して「慈悲を請う」行為は、それぞれの国王の時代によって内容に幅があり、ラーマ6世期には、①罪の軽減を請う、②困苦や

支援を請う、③越権行為や職権乱用について請う、④不正行為や圧力などを請うといった4種に限定されているが、ラーマ7世王期から立憲革命に至るまでの時期にも、官僚の不正解雇や農民・漁民などの生活援助、不正な官僚を訴える訴状が頻繁に国王に奏上された²⁰。革命以降は憲法下で司法に関する制度化が進むものの、慈悲深い「国父」としての国王概念が今日まで継承されていることは明らかである。

1.3 神的存在としての国王

これら2つの伝統的言説を踏まえて、第3の特質として挙げられるのは神的存在としての国王概念である。歴代王もそうであるが、例えばラタナコーシン朝のタイの国王の称号である「ラーマ」とは、インドの長編叙事詩「ラーマヤーナ」にも登場する英雄であるが、ヒンドゥー教の神であるヴィシュヌ神の化身を意味する語である。このことは、「国王の即位式においてバラモン教による降神の儀礼が執行され、それにより王の身体には神が降ると信じられている」²¹ ことから窺える。

「神なる王（デーワラージャ）」という概念については、1932年の立憲革命以降、近年に至る憲法においても明記されており、下條芳明（2013）は次のように述べている。「タイ各憲法は、「国王は崇敬にして神聖な地位にあり、何人も侵すことができない」（1932年12月憲法第3条、1949年憲法第5条、1968年憲法第4条、1977年統治憲章第4条、1978年憲法第6条、1991年統治憲章第4条、1991年12月憲法第6条、1997年憲法第8条、2007年憲法第8条など）として、変わらず「国王の神聖不可侵」を定めるが、これは単に国王の政治的無答責を意味するのではない。現代のタイ国民にとって、国王は疑いもなく「聖性をもつ存在」であり、国王の「玉体」は不可侵であり、これに触れることは許されないというのは、アユタヤ王朝に由来する「神なる王」の教義が命じるタブーなのである。」²²

こうした考え方について、D・ストレックフス（2011）はとりわけ1950年代から60年代にかけて、それまでの国王をはじめ王室関係者に対する名誉棄損の取り締まりから不敬罪へと法律が強化され、個人の考え方を管理する方向が強まり、通常の立憲君主制ではない道筋へと政治が進み始めた

点を指摘している²³。

それではその後、タイの政治はどのような方向を辿ったのか、これまで述べてきた3つの国王の伝統的言説を踏まえて検討していきたい。

2. 国王と「タイ式民主主義」

2.1 「タイ式民主主義」とは何か

冒頭で触れたように、1932年の立憲革命以来、今日でも「タイ式民主主義 (prachatipatai beap thai)」という概念は頻繁に用いられるが、それは一体どのようなことなのか、その枠組みについて既往文献を振り返ってみよう。石井米雄(2002)は、「タイ式民主主義」の始まりを1957年と58年の2度にわたってクーデターを執行し、プーミポン国王の権威を最高度を利用してとした陸軍元帥サリット・タナラット元首相の時代に求めている。石井によれば、「サリットは、西欧式の民主主義政治がタイになじまず、政治の腐敗をまねいたとし、タイ文化に根ざした『タイ式民主主義』を標榜した。それは、国王を元首とし、『民族、仏教、国王』という六世王の主唱した国是の基礎の上に、国王の意をうけた政治指導者が『断固たる政治』をおこなうというものであり、これにより国王はタイ政治のなかに位置づけられることとなった」²⁴とする。

また、末廣昭(1993)はタイで民主主義制度が採用されたのが1932年だとしつつ、1960年代に共産ゲリラ掃討作戦司令部顧問であったプラサート・サップストーンが体系化を図った概念が「タイ式民主主義」にあたるとして次の内容を紹介している。「タイの政党は国民各層の利害を真に代表する組織ではなく、私利私欲に走る利益集団でしかない。政党政治は社会に腐敗と不安を招き、それどころか共産主義勢力の拡大さえ引き起こしている。だからタイにとって望ましい「民主主義」とは、国王を元首とし、政治指導者〔つまり軍一引用者〕が国民主権と利益を代表して国を統治する体制でなければならない。」²⁵したがって、国会を私物化する政党政治を批判することは当然のことであり、それを「クーデター」によって駆逐することは民主主義の破壊よりも安定化させるための手段であるというのが、

軍側の理屈ということになる。

同様の指摘は多々あるが、河森正人（1997）が述べる「タイ式民主主義」についても若干補足しておきたい。河森も、もちろんサリット政権が反共と生産力の極大化を目指した時代に着目しているが、サリットが「外来の議会制民主主義は無秩序の根源であり、義務感と指導力を兼ね備えた「指導者」とこれに従う「従者」といったタイ文化に根ざす上下の秩序＝エリートイズムが政治の基本であると考えた」²⁶点を強調している。つまり、政府と官僚、国民のタテの関係を重視する行政国家が「タイ式民主主義」の中身ということである。だが、これはサリットないしは軍部の見方であって、タイには「もう一つの『タイ式民主主義』」、つまりそれは特に1970年代以降に国王が体現してきた「タイ式民主主義」＝「国王の下での平等」ないし「国王に導かれた多元主義」が存在するとし、「国民の平準化志向をいち早く察知しそれを取り込んでいく能力は軍よりも国王のほうがすぐれていたといわねばならない」²⁷と指摘している。

以上の見解から窺える「タイ式民主主義」は、いわゆる主権在民として捉えられるような「民主主義」ではなく、国王と軍とが政治の内側に存在するものが「タイ式民主主義」の概念として位置づけられており、それがサリット政権時代に明確化されたということである。だが、その後プーミポン国王と軍人首相との関係は、時代と共にその時々状況によって変化し、それが国王の存在をより強化してきた。そして、「タイ式民主主義」のあり方に対して国民の議論がより活発化していく契機になったともいえるであろう。

2.2 国王と軍人首相との関係

次に、1932年以降のプーミポン国王と軍人首相との関係がどのようなものであったかを振り返ることにしたい。

まず、ピブーン・ソンクラーム元帥との関係である。立憲革命後の1935年3月、プラチャーティボック王は失意のうちに退位を表明するが、その後、1950年3月にプーミポン国王が留学先のスイスから帰国するまでの15年間、タイには居住した成人の国王がいなかった時期がある。何故なら、

1935年3月にアナタ・マヒドン王がラーマ8世として即位したものの、その後もスイスで留学を続け、1945年に一旦成人としてバンコクに戻ったものの翌1946年に逝去し、その後即位したプーミポン国王もそのままスイスで留学を続けたからである²⁸。したがって、その間は革命を起こした人民党を中心に政権が運営されるが、1947年と48年にクーデターを成功させ、政権の座に就いたのがピブーンであった。

だが、自身も立憲革命の中心人物のひとりであるピブーンにとって、反共親米政権の樹立を成し遂げ王権そのものが弱体化へと向かうタイにプーミポン国王が帰国してきたことは、決して歓迎すべき状況ではなかった。よって、国民の間で新国王への歓迎ムードが高まりをみせ、1951年の「1932年憲法」の再導入の問題や1957年の仏歴2500年式典への国王の参加問題などを巡って両者間の確執が益々深まっていくことになるが、これに終止符を打ったのが当時国防大臣であった陸軍元帥のサリットであった²⁹。プーミポン国王とサリットとの関係については前節で述べたとおり両者の思惑が一致しており、以後、国王の政治的存在は徐々に大きくなっていく。国内においてはタイ東北部の農村を巡幸したり、国内行事に参加したりする機会が増加する一方で、海外への訪問も度々行なわれ、国内外でのプーミポン国王の可視性が高められていった。また、国王の権威と不可侵性を際立たせたのは、サリット政権後から混乱する70年代を経てプレーム政権へと続いていく切れ目のない政治的な役割であり、国内で国民の生活向上のために実施された数々の「ロイヤル・プロジェクト」³⁰の実施があった点も重要である。

だが、その軍人首相のサリットとの関係も、彼の死後に転機を迎える。プーミポン国王はサリットが1959年に決行したクーデターと「革命」には好意的だったものの、1963年末にサリットが病死した後に不正蓄財が発覚したのである。国王は、その後政権を引き継いだタノーム・キティカチョーン元帥やプラパート・チャルーサティアン陸軍大將らの権限拡大や腐敗が横行するようになると、軍部から距離を置いていった³¹。そして、まず1973年の学生革命と呼ばれる「10月14日政変」の際には、国王による裁定でタノーム首相を辞任させ、「三暴君」と呼ばれたプラパート副首相やナロン陸

軍大佐とともに国外追放し、自ら元最高裁長官のサンヤー・タンマサックを首相に任命した。しかし、その後はベトナム戦争の影響などもあって共産主義運動が活発になり、セーニー・プラモート、ククリット・プラモートなど文民首相による不安定な政権運営が続く。そして1976年には、「三暴君」が帰国した後の10月6日に「血の水曜日」と呼ばれる弾圧事件が発生するのである。だが、76年の政変後に首相になったターニン・クライウィチエン元最高裁判事が極端な反共政策を取ったことから、その後はクリアンサック・チャマナン国軍最高司令官が首相に就き、徐々に民主化を復活させていく。そして、クリアンサック政権の後を継いだのが、当時の陸軍司令官であり、その後プーミボン国王との強い関係を築くプレーム・ティンスーラノンであった。彼の政治スタイルは「調整型政治」³²と呼ばれ、「半分の民主主義」³³へと時代が進んでいくのである。

1970年代以降の軍人首相との巧みな関係を示し、国王による政治的権威と「タイ式民主主義」が広く認識された出来事は、1992年に起きた「5月事件」の時の裁定であった。これは1981年から88年まで、クーデターの危機や2回の総選挙を乗り越え長期にわたって安定した政権を担い、国王から信頼を勝ち得たプレーム時代が終わり、元軍人であつ選挙で選ばれたチャートチャイ・チュンナワン政権時に起った1991年のクーデターが引き金となった事件である。首相時代、プレームは政治運営について常に国王の意向を尊重した。また1987年には、プーミボン国王に対して「プラマハーラート（国王のなかの国王）」という尊称を与え、大々的な還暦の式典も行った³⁴。よって、プレームは首相を退任した後も枢密院に招かれ、議員として国王の下で1991年のクーデター的首謀者でその後軍人首相となったスチンダー・クラパヨン元陸軍司令官と民主化運動のリーダーでバンコク都知事も務めたチャムローン・シームアン少将との調停役を務めた³⁵。プレームは1998年にサンヤー・タンマサックの後を継いで枢密院議長に就任し、さらに強固な国王との信頼関係を構築していくのである。

ここまで、プーミボン国王が即位後タイに帰国し、その後「タイ式民主主義」の転機となった70～80年代に首相を務めた主な軍人たちとの統治を巡っての政治的関係について概観してきた。次節では、とりわけ国王の

信頼が厚かったプレームを核とする動向について、D・マッカーゴ (2005) が「ネットワーク王政 (network monarchy)」³⁶と呼んだ君主制に関する提起を踏まえて議論を進めていきたい。

2.3 枢密院議員と「ネットワーク王政」の確立

「ネットワーク王政」とは、D・マッカーゴによれば固定的な制度ではなく流動的なやり方 (*modus operandi*) で定期的に介入し状況を変えていく統治方法であり、サリット政権後のプーミポン国王の政治的な立ち回り方を捉えたものである。例えば、国王に対する国民の信頼が高まった後、先述したタノーム＝プラパート政権下で起った1973年の学生革命に介入し、学生側を支持したかと思うとその後一転して76年には軍や右派組織のクーデターを認め、王妃の信頼が厚い文民のターニンを首相に抜擢した。だが、事態が好転せずターニンが失脚するとすぐさま彼を枢密院議員に迎え入れるといった一連の配慮は、マッカーゴによれば「ネットワーク王政」の一端と捉えられる³⁷。こうして、徐々に軍人主導の政治とそれに反発する多頭政治をどう吸収し組み込んで妥協を図るかが国王にとっての最大の課題となり、複雑な情勢下において国民からの厚い信頼に支えられた「ネットワーク王政」の妥当性が安定の鍵となったのである。

言うまでもなく、1980年代以降の「ネットワーク王政」はプレームを中心に展開されていった。国王が、誠実で汚職のないプレームを信頼したことで、81年と85年に起った若手将校による反乱を抑えたり、84年のバーツ切り下げ問題を乗り越えたりしてプレームは88年まで首相の座を譲らなかった。プレームは常に国王に相談し、政権交代後も前述した1992年の「5月事件」において国王と共に事態を収束させていく。そして、その後起用したアナン・パンヤーラチュン暫定首相などを経て総選挙で成立した民主党のチュアン・リークパイ政権、バンハーン・シラパーチャー政権、チャワリット・ヨンチャイユット政権、そして第二次チュアン政権と2001年のタックシン・チナワット政権が誕生するまでに、枢密院議員に治安維持に長けた軍人や司法関係者などを次々に採用していった。

国王と枢密院議員の歴史的背景については The King Never Smiles (2006)

の著者でもあるP・ハンドレイの論文にも詳しいが、1991年の憲法発布以来、今日まで議長の他に18名が議員に就任できる³⁸。議員数を19人にまで増員したことについて、ハンドレイは高齢になりつつある国王の王位継承を巡っての配慮であると推察しているが、その任務は国王が署名するすべての法律の再考や国王の社会的役割、王室の財産管理、政治や外交に関する問題など多岐にわたり、国王にアドバイスをする事前協議を週2回のペースで行っている³⁹。プレームは「ネットワーク王政」を維持・発展させることに極めて熱心であり、自分に近い政府や軍の人材を起用していった⁴⁰。

枢密院議員ではないものの、民主化グループが選挙による首相の選出を要求した「5月事件」後にプレームの下でリベラルな「ネットワーク王政」を構築していく役割を担ったのが、暫定首相時代に信頼を高めたアナンと、行政をはじめNGOなど市民社会でも支持の厚い医師のプラウエート・ワシーであった。1992年から2001年までの連立政権下においても、これまで勅選議員であった上院議員を政党と切り離して直接選挙で選出し、選挙管理委員会や国家人権委員会、汚職追放委員会などの独立機関を設置するという1997年憲法の起草作業をはじめ、政治改革や教育改革、医療改革など、プレームを核とする「ネットワーク王政」下での二人の役割は多方面におよび、国民の信頼を築いていった⁴¹。

こうした中で2001年1月の総選挙で圧勝したタイ愛国党のタックシンは、首相就任後の8月に資産公開虚偽申告で訴えられたが、憲法裁判所は虚偽の申告であるとは認めつつも、故意ではないとして無罪判決を下した。この判決の背後にはプレームの信頼が厚く2006年のクーデター後に暫定首相に就いた枢密院議員スラユット・チュラーノンの陸軍司令官人事（当時）が取りざたされ、タックシン政権との間で裏取引があったのではないかとの疑惑もあった⁴²。だが、この判決を乗り切ったタックシンの政治勢力は、プレームを中心に築かれてきた「ネットワーク王政」にとっては次第に脅威へと変貌していく。

タックシンは、タイ愛国党が浸透しておらず、民主党の強力な支持基盤でもある南タイの切り崩しを図った。イスラームが大半を占める南部タイは、歴史的に王室にとっても極めて重要で神経質にならざるを得ない地域

であり、過激派組織も多い場所である⁴³。また、南部ソクラー県はプレームの出身地でもあり、いわば「ネットワーク王政」のお膝元である。ここでは南部タイの歴史や政治に関する詳論は省略するが、イスラーム過激派による政治事件が多発しつつも2005年2月の総選挙で大勝したタックシン政権は、非常事態令を出すなどして強行にこの地域を抑え込もうとした。だが、結局は国王のお墨付きをもらったプレームが介入して国家和解委員会を設立させ、アナンを委員長に、そしてプラウエートを副委員長に指名して事態の収拾に乗り出した⁴⁴。

しかし、その後も南部では政治事件が収まらず小康状態が続き、その間には自らが創設したシン・コーポレーションをシンガポールに売却した事件などが反発を招き、翌2006年9月のクーデターでタックシンは失脚した。そして、2014年5月のクーデターに至るまで、「ネットワーク王政」を味方につけた反タックシン派（「民主主義のための国民連合（PAD）」を中心とする黄色シャツ派）⁴⁵とタックシン派（「反独裁民主戦線（UDD）」を中心とする赤シャツ派）⁴⁶との激しい政治闘争へと事態は深刻化していくのである。そしてこの間、徐々にタックシン派に対する司法による締め付けが厳しくなっていくことになるが、次章では憲法と「タイ式民主主義」の観点から議論を続けたい。

3. 憲法と「タイ式民主主義」

3.1 クーデターと憲法

これまでの「タイ式民主主義」を振り返れば、政治的に行き詰った段階で軍によるクーデターが発生し、政権を倒すとともに既存の憲法を停止させる。それを国王に報告して全権掌握の下に暫定政権を一時的に軍が担い、軍政下で選考された起草委員会が新憲法を起草し、国王の承認を請う。公布後は登録政党によって総選挙が実施され、議会政治が始まる。そして、しばらくは落ち着くものの、また憲法改正論議や汚職疑惑が持ち上がり、クーデターが再発するという悪循環を繰り返してきた。プリディ・パノムヨンらが結成した人民党による1932年の立憲革命以来、これまでに成功し

表1 1932年の立憲革命後に成功したクーデター

年月	クーデターの内容
1933年4月2日	人民党のプリディが作った「経済計画大綱」に反発し、プラチャーティボック王（ラーマ7世）を擁護する守旧派の反革命クーデター
1933年6月20日	守旧派の巻き返しを阻止するために武官派（パホン／ピブーン）が起こした王政の復古を阻止したクーデター
1947年11月7日	マヒドン王（ラーマ8世）の怪死事件後、プリディ派を追放するためにピン中將ら将校団が決起したクーデター
1948年4月8日	ピブーン将軍らが、クワン政権に対して行ったクーデター
1951年11月29日	ピブーン将軍が、自らの政権安定を図って行ったクーデター
1957年9月21日	サリット将軍が、ピブーン政権追放を企てたクーデター
1958年10月20日	サリット首相による自らのクーデター
1971年11月18日	タノーム／プラパート政権が、自ら軍部独裁体制の強化を図ったクーデター
1976年10月6日	民主化の進展と左傾化を恐れて、陸軍保守派が起こしたクーデター（血の水曜日事件）
1977年10月20日	極右的なターニン政権の打倒を図り、クリアンサク将軍と陸士7期生（ヤングタークス）などを中心に起こされたクーデター
1991年2月23日	ストーン最高司令官やスチンダー陸軍司令官などのNPKC（国家平和秩序維持委員会）が、チャートチャイ政権の腐敗を理由に起こしたクーデター
2006年9月19日	ソントイ陸軍司令官などのCDRM（民主革命評議会）が、タックシン政権の打倒を目標に実施したクーデター
2014年5月22日	プラユット陸軍司令官を議長とするNCPO（国家平和秩序評議会）によるインラック政権に対するクーデター

出所：筆者作成

たとされるクーデターは表1のとおりであるが、ソムチャイ・プリチャーシラバクン（2013）は、以下のようなタイ政治の特徴を述べている。

通常憲法は国の最高法規であるが、タイではクーデターがいわば制度化されており、成功させた場合は既存の憲法を破棄できる。そして、クーデター首謀者は憲法違反には問われず、問われたとしても裁判所によって処罰を免れ、全権を掌握して軍政を合法化し正当化できる。過去には自ら恩赦法を発行したり、暫定憲法の冒頭に自らを合法化させる条文を加えたりなどしてきた。但し、軍政自身が憲法を起草することはできず、新憲法には国民を代表する国王の署名が必要だという“不文憲法”が存在している⁴⁷。また、A・ハーディングとP・レイランド（2011）は、こうしたタイの政治組織について、立法、行政、司法の三権分立ではなく、王室に加えて憲法上は国王が統帥権を持つ軍も独自の権限を持っており、実質は五権分立であると指摘している⁴⁸。

表 2 立憲革命以降のタイの憲法

No.	公布年月日	憲法	条文数	暫定／正規
1	1932年6月27日	サヤーム統治憲章	39条	暫定
2	1932年12月10日	サヤーム王国憲法	68条	正規
3	1946年5月9日	タイ王国憲法	96条	正規
4	1947年11月9日	タイ王国憲法	98条	暫定
5	1949年3月23日	タイ王国憲法	186条	正規
6	1952年3月8日	タイ王国憲法（1932年版改正）	123条	正規
7	1959年1月28日	タイ王国統治憲章	29条	暫定
8	1968年6月20日	タイ王国憲法	183条	正規
9	1972年12月15日	タイ王国統治憲章	23条	暫定
10	1974年10月7日	タイ王国憲法	238条	正規
11	1976年10月22日	タイ王国憲法	29条	暫定
12	1977年11月9日	タイ王国統治憲章	32条	暫定
13	1978年12月22日	タイ王国憲法	206条	正規
14	1991年3月10日	タイ王国統治憲章	33条	暫定
15	1991年12月9日	タイ王国憲法	223条	正規
16	1997年10月11日	タイ王国憲法	336条	正規
17	2006年10月1日	タイ王国憲法	39条	暫定
18	2007年8月24日	タイ王国憲法	309条	正規
19	2014年5月22日	タイ王国憲法	48条	暫定
20	2017年4月6日	タイ王国憲法	279条	正規

出所：筆者作成

近年では、2006年にタックシン政権を倒したソンティ・ブンヤラカリン陸軍司令官が率いる CORM（民主革命評議会）が起こしたクーデターと、タックシンの妹であるインラック首相時代にプラユット・チャンオチャー陸軍司令官が議長に就いた NCPO（国家平和秩序評議会）が成功させたクーデターが記憶に新しいが、これらのクーデターと並行してこれまでに使用されてきた憲法や統治憲章を表2にまとめた。表1が示すとおり、過去には13回のクーデターが成功しているが、表2では今日までに軍政下で施行されてきた「暫定」憲法と、軍政もしくは民政下で施行されてきた「正規」憲法を合すると20もの憲法が用いられてきたことがわかる。特に、クーデター後の軍政下で使用される暫定的な統治憲章には、クーデターを起こした軍人に対して独裁的な権限が付与されているのが特徴である⁴⁹。

また、1970年代以降の政権は軍政と民政が交互に入れ替わる状況で進んでいるが、クーデターの数自体は1970年代が3回成功しているのに対し、

90年代で1回、2000年代と2010年代にはそれぞれ1回ずつ成功している。したがって、クーデターの頻度は減少傾向であるが、前節で述べたように90年代以降はプレームを核とする「ネットワーク王政」下において国民参加で起草されタイ史上最も民主的とされた1997年憲法が、2006年と2014年のクーデター後の軍政下において条文が書き換えられ、民主化を求めるタックシン派にとってはより厳しい情勢となっているのは明らかである。よって、双方の溝が埋まらない状況が続いているのが現状といえる。

それではここ10年にわたり、憲法裁判所によって実際どのような判決がタックシン派政権に対して下されてきたのか、3つのケースを検証してみることにしたい。

3.2 憲法裁判所とタックシン派政権

まず、1997年憲法は1991年のクーデターに反対する民主化運動や政治改革によって起草されたが、特徴的な制度改革の一つに常設的な憲法裁判所の設置が挙げられる。1997年憲法では政党間の対立で政治が停滞するのを避けるために選挙で選ばれた首相の強いリーダーシップが模索され、それに対抗するためにこれまでの司法制度を改正して憲法裁判所、行政裁判所、最高裁判所政治職在職者刑事事件部が設置されたほか、5つの憲法上の独立機関（選挙管理委員会、国家不正防止摘発委員会、オンブスマン、会計検査委員会）が設置され、政治・行政に対するチェック機能が強化された⁵⁰。タイの憲法裁判所はドイツ型の司法機関とされ、裁判官は国王によって任命されるようになり、判決は「国王の名によって」行われることになった⁵¹。前章の2.3で述べたようにタックシンは首相に就任した直後には新設された憲法裁判所で資産公開虚偽申告に関してはかろうじて無罪判決を受けたものの、2006年のクーデターで失脚した後は逆に支持派や後のインラック政権も含めて悉く不利な状況へと追い込まれているように見受けられる。

大きな節目は以下の3つに集約され、複数の文献⁵²でも同様の点が指摘されている。第一に、2006年のクーデター後の暫定憲法は、憲法裁判委員会という規定を置き、委員の構成は異なるものの1997年憲法の憲法裁判所の権限を維持させた。委員会の構成については省略するが、この委員会が

まず扱った最も大きな事件は、2006年にPADによる抗議行動を受けてタックシンが国会を解散した後同年4月2日に行われた総選挙を受けて、勝利したはずのタイ愛国党と選挙をボイコットした民主党の解党を巡る裁判であった。判決は、国王の助言⁵³の下に最高裁判所、行政裁判所、憲法裁判所が協議し、憲法裁判所が5月8日に総選挙は違憲であり無効だとする判決を下した。また、同年9月のクーデターを挟んで2007年5月には軍政下で憲法裁判所は選挙違反によって不当に国家権力奪取を企てたという理由でタイ愛国党を解党し、同党の役員111名に5年間の政治職追放処分を下した⁵⁴。ところが、一方の民主党については無罪を言い渡したのである。

第二は、解党されたタイ愛国党を基盤に結成された人民の力党が2007年12月に勝利し、サマック政権が誕生したが、2008年9月にサマック首相が料理番組に出演し報酬を受け取ったことが違憲であるという判決が憲法裁判所によって下され、サマック首相は辞任へと追い込まれた⁵⁵。そしてPADが首相府やスワナプーム国際空港を占拠する中、サマック首相の後を引き継いでタックシンの義弟であるソムチャイ政権が誕生するも、前年の総選挙で人民の力党の役員が選挙違反をしていた問題で憲法裁判所から人民の力党の解党判決が下され、与党の一部が野党民主党に寝返ったことで同年12月にはアピシット政権が誕生するという異例の展開となった⁵⁶。人民の力党はこれを「司法によるクーデター」（ラタブラハントウラカーン）と呼んだ⁵⁷。

第三は、2011年7月の総選挙で勝利し、再度政権に就いたタックシン派のプアタイ党党首であり、タイ史上初の女性首相に就任したインラック政権に対する憲法裁判所の様々な訴訟に対する違憲判決である。これらの事例については、玉田芳史（2015）の論文に詳しく述べられているが、例えば2007年憲法の改正案に関する違憲判決や国家安全保障会議事務局長の人事を巡っての違憲判決がそれにあたる⁵⁸。

こうした一方的ともいえるような判決が複数下される背景には、刑法198条にある法廷侮辱罪の存在があると玉田は指摘している⁵⁹。また、E・メリューは、2007年憲法以降の目立った動きとして、エリート層の権限と主導権の保持を前提に、軍隊よりもより“民主的”手段として裁判官や独立機

関、そして憲法裁判所があり、法の支配の名の下に法的ではなく政治的な判断をそれらが下すという「国家の中の国家 (Deep State)」の制度的権力の存在を主張している⁶⁰。

これまでタックシン派政党に対する憲法裁判所を介した法的圧力がとりわけ2006年以降に強まってきた点をこれまでみてきたが、これと並行して強まったのはそのタックシン派を支持してきた国民に対する法的圧力であり、それは刑法112条の「不敬罪」の取締り強化である⁶¹。次節では、その傾向を概観することにした。

3.3 不敬罪と脱民主化への動き

先述した1.3の国王の神的存在の記述の中でも触れたように、現代のタイ国民にとっても国王は疑いもなく「聖性をもつ存在」であり、国王の「玉体」は不可侵であり、過去のいずれの憲法でもこの点について条文化されてきた。前出のD・ストレックフスは、1900年に発布された国王並びに第二夫人以下の妻、王族に対する名誉棄損に関する勅令（禁固刑3年以下、罰金1,500バーツ以下）まで遡り、「不敬罪」に関連する1908年の刑法（98条の国王、王妃、王位継承者または摂政を対象、禁固刑7年以下、罰金5,000バーツ以下と100条の皇太子、王子、王女を対象、禁固刑3年以下、罰金2,000バーツ以下）、1957年の改定法（112条の国王、王妃、王位継承者または摂政を対象、禁固刑7年以下）、そして1976年の改正（112条の国王、王妃、王位継承者または摂政を対象、禁固刑3年～15年）の内容を詳細に検証しているが、これらに加えて2007年の軍政下において「不敬罪」の対象を王子、王女、枢密院議員や王室関係者にまで拡大する案や、2008年には王室の親族や子孫、過去の国王にまで広げ、罰則を最高で25年まで引き上げる案があったことを明らかにしている⁶²。

D・ストレックフスは、政敵を沈黙させるための道具として多数の人々が「不敬罪」を利用するようになり、王室の役割を多方面で強化しようとすることで近年とりわけ政情が複雑化したとして、2006年にタックシン首相がクーデターで失脚し国王が裁判官に助言して以降、訴えられたり逮捕されたりするケースが急増しているとしている⁶³。また、S・ウナルディ（2014）

は、2010年9月19日にタックシン派のデモがバンコク市内のラーチャプラソン交差点付近であった際に王室を批判する落書きが書かれて激しい不満を訴えた事件を分析し、タックシン首相の台頭とその後の特に地方の人々の状況について、王室支持派のこれまでの動きと比較しつつ国王のカリスマ性の陰りと近年の現状について述べている⁶⁴。

タイにおける表現の自由を監視しているサイト iLaw によれば、2014年に起こった NCPO によるクーデター以降は、「不敬罪」と刑法 116 条の治安維持法、そしてコンピューター関連法を使った取り締まりが強化されていると指摘している⁶⁵。中でも、2017年2月現在で「不敬罪」で起訴されている人はクーデター以降 73 人に上り、内 47 人が釈放を訴えているが 18 人しか認められていない。具体的に起訴されているケースには、ブログに国王を侮辱するようなエッセーを書きこんだとされる件、SNS でオーディオクリップをシェアしたとされる件、イギリスの公共放送の BBC が掲載したワチラロンコーン新国王に関する記事をシェアしたとされる件、タックシン派の雑誌 “Voice of Thaksin” の編集者で君主制に批判的な記事を書き出版したとされる件などである⁶⁶。

こうした脱民主化ともいえる近年の「タイ式民主主義」の特徴について、玉田は勤王ナショナリズム (racha chatniyom) であるとし、その体制は軍と裁判所、そして反タックシン派として活動してきた PAD や「国王を元首とする完璧な民主主義へと国政を改革する国民委員会 (PDRC)」などバンコクの都市中間層に多い中国系住民の存在を主張している⁶⁷。前節でも触れたがとりわけ判決を下す裁判所の権力は強大であり、2001年に作られた司法裁判所のロゴマークが国王との緊密な関係を鮮明に表現している点、職務遂行にあたり国王の御名を用いるのが枢密院と裁判所のみである点、裁判官は就任前に拝謁して宣誓を行う点、多くの判事が国王の名代として判決を書く点などに注目している⁶⁸。

次の最終節では、かいつまんで 1997 年、2006 年、そして 2016 年の国民投票で可決され、2017 年 4 月 6 日に公布された憲法の内容がどのように変更されているのかに触れ、今後の動向を予測したい。

表3 近年の3憲法の主な内容の比較

	1997年憲法	2007年憲法	2017年憲法
起草の背景	1991年に起きたNPKCによるクーデター後の92年の「5月事件」を受けて、幅広い国民参加の民主的な憲法の制定をめざす	2006年のクーデター後、97年憲法で強大な権限を持ったタックシン政権（のような政権）を作り出さないための憲法制定をめざす	2014年のクーデターで、2007年の憲法で定められた選挙制度をさらに厳しくし、タックシン派政党の議席が制限されるよう配慮
起草のプロセス	立候補者の互選によって各県代表76名が選ばれ、23名の法律の専門家などを含む99名で起草委員会を構成。アナン・バンヤーラチュンが委員長に就任。公聴会など住民参加のプロセスを経て233日で起草され、国会へ提出。上下院の賛成518票、反対16票、棄権17票で制定	クーデターを起こした(CNS)が1,982名を指名し、互選で200名を選出。そのうちの議長を含む100名をCNSが選出し、起草議会を設立。さらにその中で25名を互選、10名をCNSが指名し、35名で起草委員会を設立。約半年間の審議を経て国民投票を実施。56.69%が賛成、41.37%が反対、1.94%が無効投票で制定	2015年9月にボウォンサック委員長以下36名がまとめた草案がNRCによって否決されたため、NCPOが新たにミーチャイ・ルチュバンを委員長に21名の憲法起草委員を指名。2016年8月の国民投票で59.4%が投票し、賛成61.35%、反対38.65%で承認。付帯案についても58.07%が賛成
首相の職位	首相は下院議員から選出 首相不信任案提出は下院定数の2/5、閣僚は議員兼職禁止	首相は下院議員から選出 首相不信任案提出は下院定数の1/5、首相の任期は継続で最大8年まで、190条による政府権限の縛り、閣僚は議員兼職禁止	首相は下院議員以外でも可 首相不信任案提出は下院定数の1/5、首相の任期は継続か否かに関わらず最大8年まで、閣僚は議員兼職禁止
選挙制度	候補者は総選挙実施の90日前までに政党所属 下院：小選挙区400議席と全国区の比例代表100議席	候補者は総選挙実施の30日前までに政党所属 下院：中選挙区400議席（連記）と全国8ブロックの比例代表100議席	候補者は総選挙実施の90日前までに政党所属 下院：小選挙区350議席と比例代表150議席、但し、国民は1票のみ投票し、比例議席は党に対する投票比率に対し、小選挙区と合わせて分母を500で割り当てる
	上院：各県を選挙区に人口比をもとに選挙で200議席を選出	上院：人口比に関わらず各県1議席（76議席）の公選選挙と74名の非公選議員で合計150議席	上院：200議席の非公選議員、但し公布後5年間は250議席とし、首相指名選挙に参加可能

出所：筆者作成

3.4 軍政主導の新憲法

司法によるタックシン派政党や支持者らへの締め付けが厳しさを増す中で、2014年5月にクーデターを起こして全権を掌握したNCPOは、プラユット暫定首相のもとで近年では稀にみる長期の軍政を布いている。新憲法の起草についても、2015年9月には自らが選んだボウォンサック委員長を中心に作られた案が国家改革委員会（NRC）によって一度否決され、その後ミーチャイ委員長を中心に起草された案が翌年の2016年8月7日に反

対派に対する厳しい規制の中で行われた国民投票で可決される結果となった⁶⁹。

また、ここでは限定的な内容のみに止めるが、新たに可決された憲法と1997年憲法や2007年憲法との主な違いは表3で示したとおりである。3つの憲法内容を比較して明らかなのは、選挙制度の変更であり、政党政治を弱体化させている点である。特に、首相の指名や上下院議員の選出方法などの面において現在のNCPOの権限を維持する上で極めて有利な条件であり、タックシン派政党や上下院議員の直接選挙を重視する国民にとっては大変厳しい内容であることは明白である。

さて、国民投票からわずか2か月後の10月13日、本論文の冒頭でも触れたようにプーミポン国王の崩御を受けて、新憲法への署名については12月1日に即位したワチラロンコーン新国王に委ねられた。

ところが、翌2017年1月10日、プラユット暫定首相は、(新国王に)奏上した憲法案の王室の係る条項について新国王が修正を命じたことを記者会見で明らかにし、その要請に従い新憲法を修正すると発表した⁷⁰。これを受けてまずは既存の暫定憲法を修正し、その後国王の命に従い新憲法の条文を修正するという運びになったが、近年のプーミポン国王時には見られなかった異例とも取れる新国王の介入であるともいえる。

今後は、こうした一連の手続きを経て関連法案が制定され、総選挙へと向かうと考えられるが、新憲法においても過去のものと同様、国王の権限があらゆる面において極めて強大であるだけに、これから先のワチラロンコーン国王の一挙手一投足に注目が集まるのは間違いないであろう。

4. まとめと今後の展望

タイの王権は13世紀のスコータイ王朝以来のものであり、仏法を基礎にアユタヤ王朝時代を経て現在のラタナコーシン朝時代に法制度が整えられることで権威を維持してきた。そして1932年の立憲革命後は、国王自身のあり方も、仏教徒として、国父として、また不可侵な神的存在として君臨し、統治する形が憲法上で整い、頻繁にクーデターで他の条文が書き変え

られつつも今日まで継承されてきた。

プーミポン国王は、立憲革命から84年が経過したうちの70年余りにわたって在位し、絶大な国民の信頼とその個人的資質によって不動の地位を築いてきた。だが、「タイ式民主主義」という政治的な観点から足跡を振り返れば、国王の権威を維持することは決して容易であったとはいえず、常に軍政と民政とのバランスをとりつつ、クーデターを巧みに織り交ぜた軍人首相と憲法との関係において独自性が際立っていたことがわかる。

中でも、軍人首相との関係を振り返れば、立憲革命後プーミポン国王が1950年に留学先からタイに戻るまでの15年間、国内には国王が常時いる体制ではなかった。つまり、ピブーン首相時代のタイでは、王権の弱体化が進んだ状況であったといえるが、1957年にサリットがピブーン政権を倒して以降、国王の権威は回復し、サリットの死後もタノーム＝プラパート政権への介入を図った。このことが、後の国王を元首とする「タイ式民主主義」の安定化へとつながる土台となったのである。

1970年代以降は学生運動を中心に民主化の動きが強まり、それまでの軍政を中心にした統治から政党政治への移行が進み、文民政権を取り入れる時代へと移っていった。同時に、国王の意を受けた枢密院議員の役割が極めて重要な鍵となり、あらゆる分野で国王を支える体制が確立されていった。こうして「タイ式民主主義」を遂行していく上で「ネットワーク王政」とも称される統治スタイルが取られていくが、その核となる軍人首相がプレームであった。

国王や王室の信頼を得たプレームは、枢密院議長に就任すると持ち前の調整力であらゆる分野にネットワークを張り巡らせた。そして、王党でリベラル派のリーダーや1992年の民主化運動を担った勢力をも味方につけ、国民の絶大な信頼を構築していったのである。だが、そうした中で1997年に起草された憲法が公布され、軍政から政党政治の時代へと進むと、大きな揺れ戻しが起こる。それは、タックシンを中心にしたタイ愛国党の政治勢力の大躍進であった。

当初は順調に見えたタックシン政権は、支持基盤が拡大するに伴い「ネットワーク王政」との確執が表面化し2006年のクーデターを呼び込む

結果となる。これが憲法を盾にした司法政治を強化する時代へと舵が来られる分岐点となったのである。つまり、これを契機にそれまでの国王を頂点とした軍人首相との緊密な関係と「ネットワーク王政」を補強する形で裁判官の権限が拡大され、軍人だけでは抑えきれなくなった反体制派の動きを、司法の力も強化して統治する方向へと軌道修正が図られたのである。

憲法の条文からみても、この動きは顕著に表れている。2006年のクーデター以降は、暫定憲法、2007年憲法、そして2014年の暫定憲法と続き、2016年8月に国民投票で承認を受けた正規憲法へと「上から」の縛りが増していく。不敬罪の執行も強化される中、ここ10年間はいずれの憲法も軍政下において国民が起草プロセスに参加することなく承認され、選挙制度や上院議員、首相の選出方法に変更が加えられていく結果となっている。

こうして今日、プーミポン国王の崩御を受けて、その最大の王権はワチラロンコーン新国王へと引き継がれることとなった。だが、これまで述べてきたとおり、国王は交代しても、軍と憲法の条文、さらには不敬罪という法律によって国王の絶大な権限は守られ、タックシン派を含めて国民主導の「タイ式民主主義」への動きは封じ込められたままである。今後は2017年憲法の公布を受けて総選挙へと向かっていくと予想されるものの、いつでも国王と軍が介入できるといういわば伝統と王権を重んじるタイ独自の政治手法に変化はみられず、民主化を求める勢力には当面息苦しい状態が続くことが予測される。王位継承という大きな時代の変わり目において、ワチラロンコーン国王がどのように立ち回り、また軍政の中心にいるプラユット暫定首相との関係がどのようなものになっていくのかに、今後の「タイ式民主主義」の行方が大きく左右されることだけは間違いのないであろう。

注

- 1 在タイ日本大使館（2016）を参照。
- 2 本件については諸説あり、多数の書籍等で記述がなされているが、村嶋英治『ピブーン』岩波書店、1996年、pp244 - 249では、国王の死因として自殺、事故、他殺の三つが考えられる点が述べられている。
- 3 Bangkok Post, 15 Oct. 2016を参照。

- 4 柴田直治 (2016)、David Streckfuss (2013) を参照。
- 5 タイの政治体制を表す意味として「タイ式民主主義」(「タイ式」民主主義と表記する場合もある) という用語が広く使われている。現代アジア事典 (2009) によれば、サリット政権時代に構築された軍部や官僚による統治機能的な「タイ式民主主義」もあるが、むしろプーミポン国王がその人柄と国民の絶大なる信頼を背景に政治的混乱に陥った時に介入・仲裁し、国内政治・社会の深刻な事態において民意を反映した重要な安定化装置の役割を果たす政治のことを指している。
- 6 1833年にモンクット王(ラーマ4世)が即位前に発見したとされる碑文で、スコータイ王朝時代の3代目王であるラームカムヘン王が残したものであるとされる。
- 7 石井米雄 (2002) 297-318 頁
- 8 石井米雄 (1975) 77-91 頁
- 9 同書 266-274 頁
- 10 「王者の十徳 (thorsaphitrāchatham)」や「十王道」とも訳されている。
- 11 「王の四摂事」とも呼ばれ、人民の心を引きつけ、統治者が人民を助ける原理である。
- 12 ポー・オー・バユットー (2010) を参照。
- 13 同書 70-71 頁
- 14 同書 91-92 頁
- 15 同書 156-157 頁
- 16 前掲石井 (1975) 77-91 頁
- 17 Bangkok Post, “King Bhumipol the Great”, 16 Nov. 2016 によれば、プラユット暫定首相は葬儀終了後にプーミポン国王に対して大王の称号が与えられると発表した。
- 18 下條芳明 (2013) 1-12 頁
- 19 杉山晶子 (2000) 200 頁
- 20 前掲杉山 (2000) 199-206 頁
- 21 前掲石井 (2002) 305 頁
- 22 前掲下條 (2013) を参照。
- 23 David Streckfuss, “*Truth on Trial in Thailand*”, Routledge, 2011 pp189-190
- 24 前掲石井 (2002) 310 頁
- 25 末廣昭 (1993) 9-10 頁
- 26 河森正人 (1997) 96-99 頁
- 27 同書 101 頁
- 28 前掲石井 (2002) 308-309 頁
- 29 同書 310-311 頁
- 30 農業分野においては灌漑設備を建設したり、水産資源の開発に取り組んだりなど様々な「ロイヤル・プロジェクト」と呼ばれる地域開発事業が進んでいった。
- 31 前掲河森 (1997) 99 頁
- 32 末廣昭 (1999) 493-521 頁
- 33 同書 504-510 頁
- 34 前掲末廣 (1993) 96 頁

- 35 同書 95-97
- 36 Duncan McCargo, "Network Monarchy and legitimacy crisis in Thailand", *The Pacific Review*, Vol.18, No.4, December 2005, pp499-519
- 37 Ibid.
- 38 Paul Handely, "Princes, Politicians, Bureaucrats, Generals, *The Evolution of the Privy Council under the Constitutional Monarchy*", A paper for the 10th International Conference on Thai Studies, Thammasat University, Bangkok, January 9-11, 2008
- 39 Ibid.
- 40 Ibid.
- 41 McCargo, Ibid.
- 42 Ibid., p513
- 43 秦辰也 (2010) 147- 170 頁
- 44 McCargo, Ibid.,p515
- 45 PAD は、2005 年頃から反タックシン運動を展開していたメディア関係の実業家であったソンティ・リムトーンクンを中心に 2006 年の初めに設立されたが、タイでは伝統的に曜日ごとに色があり、国王の誕生日が月曜日であることからシンボルカラーが黄色になっていたため、黄色のシャツを纏って運動するようになった。
- 46 赤シャツ派は 2006 年 9 月に起きたクーデターに反対し、タックシン支持派のグループなどが設立した反独裁民主同盟 (DAAD) が母体となり、その後 UDD と呼ばれるようになった。赤をシンボルカラーにした理由は、当初はクーデターを止める「Stop」の意味でソンバット・ブンガーマノンらによって使われたが、後にタイの国旗にある国民の団結を表す赤であるという説が取られるようになった。
- 47 Somchai Preechasinlapakun (2013)
- 48 Andrew Harding and Peter Leyland (2011) pp29-33
- 49 例えば、2006 年の暫定憲法は 39 条からなるが、立法、行政、司法に関して CORM (民主革命評議会) から改名した国家安全保障評議会に権限を与え、2014 年の暫定憲法では NCPO の議長が、国の安全が脅かされる有事の際にあらゆる命令を下す権限を有することが第 44 条で保障されている。
- 50 今泉慎也 (2012) 60 頁
- 51 前掲 61 頁
- 52 玉田芳史 (2015) 42-60 頁、石村修 (2012) 225-250 頁、Eugenie Merieau, "Thailand's Deep State, Royal Power and the Constitutional Court (1997-2015)", *Journal of Contemporary Asia*, Routledge, 2016, pp445-466 を参照。
- 53 Merieau, Ibid.,pp453-458
- 54 前掲玉田 (2015) 48 頁、前掲今泉 (2012) 63 頁
- 55 Eugenie, Ibid.,pp458-459
- 56 前掲石村 (2012) を参照。
- 57 Merieau, Ibid.
- 58 前掲玉田 (2015) 49-50 頁

- 59 玉田芳史「これからどうなるタイの政治」、『現代タイ動向 2006 - 2008』、日本タイ協会編、めこん、29 頁、及び前掲玉田 (2015) 53-54 頁
- 60 Merieau, Ibid., pp461-462
- 61 前掲玉田 (2015) 53 頁
- 62 David Streckfuss, Ibid., pp87-112
- 63 Ibid., pp187-205
- 64 Serhat Unaldi, “*Working Towards the Monarchy and its Discontents: Anti-royal Graffiti in Downtown Bangkok*”, *Journal of Contemporary Asia* 2014, Vol.44, No.3, pp377-403
- 65 iLaw, “*Bail statistics of those accused under Article 112, 3 years after the 2014 coup*”, <https://freedom.ilaw.or.th/en/112bail> 2017 年 2 月 25 日を参照。
- 66 Human Rights Watch によれば、タイのソムヨット・ブルクサカセムスック氏は労働運動のリーダーでもあり、赤シャツ派の活動家として「Voice of Thaksin」の編集者でもあったが、「不敬罪」にあたる 2 つの記事を書いたとされ 2011 年 4 月に拘留されて服役中であるが、国際的に多くの人から指示を受けている。
- 67 前掲玉田 (2015) 52-56 頁
- 68 前掲玉田 54 頁
- 69 2016 年 4 月 30 日の時事通信によれば、軍政下では選挙管理委員会を通して新憲法の賛否を問う国民投票の実施に際し、刑事責任を問われる恐れがある禁止行為に関する指針を発表するなどし、反対派の動きを厳しく取り締まった。指針では、フェイスブックで違法な投稿に「いいね!」をクリックした場合や、特定の意見を表すシャツやリボンの着用を他者に働きかけたり、配布する行為も禁止行為とされた。
- 70 Bangkok Post 11 Jan. 2017 を参照。

参考文献

- 石井米雄「タイ国王を巡る言説」『天皇と王権を考える 5、王権と儀礼』岩波書店、2002 年、297-318 頁
- 一『上座部仏教の政治社会学』創文社、1975 年、pp77-91
- 石村修「タイ王国憲法における憲法裁判所による民主化」、専修法学論集、専修大学法学会、2012 年、225-250 頁
- 今泉慎也「第 4 章タイの裁判所 - 裁判官制度を中心に -」、『アジアの司法化と裁判官の役割』調査研究報告書、アジア経済研究所、2012 年
- 河森正人『タイ 変容する民主主義のかたち』アジア経済研究所、1997 年
- 在タイ日本大使館 <http://www.th.emb-japan.go.jp/jp/news/161013.htm> 「プミボン国王陛下崩御のお知らせ及びタイ国首相府の発表」2016 年
- 柴田直治「予見不能な未来がもたらすタイの不安／黒ずむ街バンコクを歩いてみた」、The Huffington Post, 2016 年 11 月 21 日
- 下條芳明「タイ憲法政治の特色と国王概念 - 比較文明論的な視点を交えて -」商経論叢 第 54 巻第 1 号、2013 年、1-12 頁

- 杉山晶子「シヤムにおける国家発展を巡る言論と立憲革命」博士論文、東京外国語大学、2000年
- 末廣昭『タイ 開発と民主主義』岩波新書、1993年
- 「第三章「国の開発」-タイの試み」『東南アジア史I 大陸部』山川出版社、1999年、493-521頁
- 玉田芳史「これからどうなるタイの政治」、『現代タイ動向2006 - 2008』、日本タイ協会編、めこん、2008年、29頁
- 「タイにおける脱民主化とナショナリズム」、『アジア研究』Vol.61、No.4、October 2015、42-60頁
- 長谷川啓之『現代アジア事典』文真堂、2009年
- 秦辰也「南部タイ3県の社会的背景と近年の政治事件の増加に関する考察」、『混沌』7号、近畿大学大学院文学部研究科紀要、2010年、147-170頁
- ポー・オー・パユットー著／野中耕一編訳『仏教事典（仏法篇）』増補版、株式会社サンガ、2010年
- 村嶋英治『ピブーン』岩波書店、1996
- Andrew Harding and Peter Leyland, "The Constitutional System of Thailand", HART Publishing, 2011
- Bangkok Post, "Crown Prince Asks for time as Prem becomes regent pro tempore", 15 Oct. 2016
- "Govt to alter charter for King", 11 Jan. 2017
- "King Bhumipol the Great", 16 Nov. 2016
- David Streckfuss, "Truth on Trial in Thailand", Routledge, 2011
- "The Future of the Monarchy in Thailand", Kyoto Review of Southeast Asia. Issue 13 (March 2013). Monarchies in Southeast Asia
- Duncan McCargo, "Network Monarchy and legitimacy crisis in Thailand", The Pacific Review, Vol.18, No.4, December 2005, pp499-519
- Eugenie Merieau, "Thailand's Deep State, Royal Power and the Constitutional Court (1997-2015)", Journal of Contemporary Asia, Routledge, 2016
- Galayaniwattana, "Chaonai Lek Lek - Yuwakasat", Wongjong printing, 1987
- iLaw, "Bail statistics of those accused under Article 112, 3 years after the 2014 coup", <https://freedom.ilaw.or.th/en/112bail> 2017年2月25日
- Paul Handley, "The King Never Smiles," Yale University Press, 2006
- "Princes, Politicians, Bureaucrats, Generals, The Evolution of the Privy Council under the Constitutional Monarchy", A paper for the 10th International Conference on Thai Studies, Thammasat University, Bangkok, January 9-11, 2008
- Somchai Preechasinlapakun, "Dynamics and Institutionalization of Coups in The Thai Constitution", V.R.F. Series, No.483, July 2013, Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization
- Serhat Unaldi, "Working Towards the Monarchy and its Discontents: Anti-royal Graffiti in Downtown Bangkok", Journal of Contemporary Asia 2014, Vol.44, No.3, 377-403